

# 香川県報



第 97 号

平成 15 年

12月9日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 （環境管理課）	一
	保安林の指定予定 （みどり整備課）	三
	香川県統計調査条例の規定による香川県特定地場産品調査の実施 （経営支援課）	四
	家畜伝染病発生への報告 （畜産課）	四
	道路の位置指定 （建築課）	四
	昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 （審査課）	七
公告	大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 （経営支援課）	六
	土地改良事業の適否決定 （土地改良課）	六
	土地改良事業の認可 （ " ）	六
	土地改良事業計画変更の認可 （ " ）	六
	土地改良事業計画変更の同意 （ " ）	六
	土地改良区の役員の退任の届出 （ " ）	七
	宅地建物取引業法の規定による宅地建物取引業者の事務所所在地が確認できない旨の公告 （住宅課）	七

### 選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出  
政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出  
政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出  
地方労働委員会告示

香川県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

八

## 告示

香川県告示第七百二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 母體の概要
- 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
香川郡直島町4049番地の1  
三菱フナリ株式会社直島製錬所  
直島製錬所長 武藤 進家
- 事業場の所在地及び名称  
香川郡直島町4049番地の1  
三菱フナリ株式会社直島製錬所
- 特定施設に関する事項

種	類	処理施設
		一般廃棄物処理施設である焼却施設及び産業廃棄物

能 力	連続製鋼炉S炉 110T/時 連続製鋼炉CL炉 120T/時 連続製鋼炉C炉 60T/時	
	工事着手予定年月日	既設
工 期	工事完成予定年月日	既設
	使用開始予定年月日	既設
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続使用	
	排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	通 常 0 最 大 0
その他参考となるべき事項 炉から発生する塵カスの洗浄施設及び灰の貯留施設から汚水等が排出される。		

種 類	硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設及び廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、塵ガス洗浄施設	
	能 力	ベンチユリー型冷却器 96,000N m <sup>3</sup> /h 3基 ベンチユリー型冷却器 126,000N m <sup>3</sup> /h 2基
工 期	工事着手予定年月日	既設
	工事完成予定年月日	既設
等 等	使用開始予定年月日	許可後
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続使用
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常 0~3 最 大 0~5
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	300 500

種 類	浮遊物質(mg/ℓ)	10	100
	窒素含有量(mg/ℓ)	300	450
	りん含有量(mg/ℓ)	3	10
	カドミウム及びその化合物(mg/ℓ)	20	50
	鉛及びその化合物(mg/ℓ)	50	350
	砒素及びその化合物(mg/ℓ)	200	2,000
	銅含有量(mg/ℓ)	70	250
	亜鉛含有量(mg/ℓ)	100	400
	セレン及びその化合物(mg/ℓ)	5	10
	排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	635	743

種 類	廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設	
	能 力	煙灰スラワー槽 40 m <sup>3</sup> 1基
工 期	工事着手予定年月日	既設
	工事完成予定年月日	既設
等 等	使用開始予定年月日	許可後
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続使用
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常 0~3 最 大 0~5
	浮遊物質(mg/ℓ)	330,000 500,000

態	カドミウム及びその化合物 (mg/ℓ)	鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	砒素及びその化合物 (mg/ℓ)	銅含有量 (mg/ℓ)	亜鉛含有量 (mg/ℓ)	セレン及びその化合物 (mg/ℓ)	排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)
	10,000	20	1,000	8,000	4,000	3	25
	30,000	60	3,000	24,000	12,000	10	75

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水の系統に関する事項

各排水口の汚染状態に変更はない。

(備考) 今回の許可申請は、銅製錬施設において産業廃棄物及び一般廃棄物の焼却を実施することに伴い、新たに特定施設となる施設について設置許可申請を行うものである。銅製錬施設の稼働率に変更はなく、汚水等は排水処理工場の処理能力内で処理されるため、当該工場から排出される排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成15年12月9日から  
平成16年1月5日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
直島町企画環境課

香川県告示第七百三三号  
次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。  
平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安林の所在場所

東かがわ市川東一五〇〇のーから一五二〇の三まで

二 指定の目的 公衆の保健

三 指定施設要件

1 立木の伐採の方法

一 主伐は、択伐による。

二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり整備課及び東かがわ市産業部経済課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第七百四号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、香川県特定地場産品調査を次のとおり実施するのび、同条例第二条の規定により告示する。  
平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

香川県特定地場産品調査は、特定地場産品の実態を把握し、地場産業振興対策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

1 事業所の名称及び所在地

2 従業者数

- 3 特定地場産品の名称
  - 4 特定地場産品の出荷額及び加工賃収入額
  - 5 特定地場産品の販売先の地域別割合及び業態別割合
  - 6 主な原材料の仕入先の地域別割合
- 三 調査の範囲

香川県の特定地場産品であるかまぼこ、つくだに、みそ、醤油、食酢、清酒、うどん、そうめん、冷凍食品、缶詰、手袋、カバン・袋物、ニット製品、製綿・寝具、織物、縫製品、桐げた、家具、ちり紙、粘土瓦、レンガ、陶管、植木鉢、石工品、はかり、ボタ、漆器、和傘及びびうちわの二十九業種のいずれかを製造する事業所

- 四 調査の期日  
平成十五年十二月三十一日現在で行う。
- 五 調査の方法  
調査員が対象事業所に調査票を配布し、申告者が自ら記入する自計申告による。

香川県告示第七百五号  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。  
平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	さぬき市長尾東一三八	平成十五年十一月十七日	殺処分

香川県告示第七百六号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 善土指道 第十三号
- 二 指定年月日 平成十五年十一月二十八日
- 三 指定道路の位置 善通寺市善通寺町字伏見二四九五 二及び二四九九 二
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル  
延長 一五・一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。  
香川県告示第七百七号  
昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十五年十二月一日から適用する。

平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表

川県信用漁業協同組合連合会の項中

本所	高松市
高松支所	高松市
中讃支所	丸亀市
三豊支所	観音寺市

を	本所	高松市
	高松営業所	高松市
	中讃営業所	丸亀市
	三豊営業所	観音寺市

に改める。

公 告

香川県告示第六百九十二号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。（第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規

定により、次のとおり公告する。

平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ

広島県広島市南区京橋町二番二二号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン高松

高松市上天神町高田三二四番一ほか

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 (2) 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

名称	住所	変更年月日
株式会社タイムタイム	広島県広島市西区商工センター二丁目三番一号	平成十五年一月三十一日
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中島六丁目八番地の一	平成十五年九月十三日
有限会社ムラクリエイテ イブハウス	東京都世田谷区上馬一丁目三三番一七号一〇二号室	
株式会社インク	兵庫県神戸市東灘区向洋町中六番九号	平成十五年九月十四日
株式会社オンワード樫山	福岡県福岡市中央区大名二丁目六番四三三号	平成十五年九月十九日
株式会社ちくさ	高知県高知市帯屋町二丁目二番一五号	
有限会社センコヤ本店	高松市丸亀町二番四号	
株式会社センソニコ	大阪府箕面市船場東二丁目六番	

(2) 大規模小売店舗における小売業を廃止する者

株式会社イーストボーイ	五五号	
株式会社イーストボーイ 番三号	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目八番三号	

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

名称	住所	変更年月日
株式会社セブンシーズ	東京都国立市東一丁目七番五号	平成十五年三月一日
讃岐商事株式会社	丸亀市郡家町二五〇七番地の一	平成十五年七月二十七日
株式会社カワイ	高松市栗林町三丁目一番二八号	
有限会社パッカス	岡山県岡山市円山町三八五番地の五七	
株式会社アバン	高松市末広町二番二二号	平成十五年九月十七日
愛亜夢藤井株式会社	大阪府泉大津市若宮町八番二二号	

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

変更前後別	名称	代表者の氏名	変更年月日
変更前	株式会社カラフネ	新開純也	平成十五年五月一日
変更後	株式会社スイートガーデン	山本悟	
変更前後別	名称	変更年月日	
変更前	株式会社ヤマダヤ洋品店	平成十四年七月五日	
変更後	株式会社ヤマダヤ		

二 届出年月日

平成十五年十一月二十五日  
三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年十二月九日(火曜日)から平成十六年四月九日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年四月九日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第六百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年十一月二十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十五年十二月十六日から平成十六年

一月十四日まで縦覧に供する。

平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 塚下地区	豊中町経済課
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 原下地区	"

香川県公告第六百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、奥谷地区土地改良事業共同施行が土地改良事業(区画整理事業)(非補助土地改良事業)(奥谷地区)を行うことについて平成十五年十一月二十一日認可した。

平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、北川東地区土地改良事業共同施行が土地改良事業(区画整理事業)(非補助土地改良事業)(北川東地区)計画を変更することについて平成十五年十一月二十一日認可した。

平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、綾歌町が土地改良事業(区画整理事業)(農村総合整備統合補助事業)(岡田地区(室塚団地))(計画を変更することについて平成十五年十一月二十一日同意した。

平成十五年十二月九日

香川県公告第六百九十七号

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、善通寺市土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があつた。

平成十五年十二月九日

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
	吉田 勝	善通寺市稲木町六九五番地の二	平成一五、一一、一三

香川県公告第六百九十八号

次の宅地建物取引業者の事務所所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。  
なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十五年十二月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 商 号 有限会社センチュリー
- 二 代表者氏名 大林 重雄
- 三 主たる事務所 高松市春日町二二九六番地二
- 四 免許証番号 香川県知事（五）第二八四五号

### 選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年十二月九日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部  
政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県高松市選挙区第七支部	鎌田 守泰	小笠原敏典	高松市栗林町二一八一

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
池田禎広後援会	川久保良視	池田 博樹	東かがわ市大谷八二〇二
木村ゆみを励ます会	川野 達男	太田 文子	東かがわ市与田山二六七
讃友同志会	町田 誠	町田 誠	坂出市江尻町一文字四八三四五

香川県選挙管理委員会告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十二月九日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
田中さだお後援会	代表者の氏名	道北幸三郎	宮脇 一

香川県選挙管理委員会告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年十二月九日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称

自由民主党香川県坂出市選挙区第一支部

### 地方労働委員会告示

香川県地方労働委員会告示第一号

香川県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等は次のとおりである。

平成十五年十二月九日

香川県地方労働委員会会長 細 川 進

## 香川県地方労働委員会あっせん員候補者名簿

平成15年12月1日現在

氏名	生年月日	現職	経歴	住所	連絡先電話番号	委嘱年月日
上田 城 康	昭和 12. 1.30	香川県経営者協会専務理事 (兼)事務局長 香川県地方労働委員会委員	四電エンジニアリング(株) 理事監査役室長	高松市栗林町 3-10-9	087-862-6040(自 宅) 087-821-4691(協 会)	平成 15.12. 1
大谷 克 文	昭和 15. 2.16	社団法人香川県労働者福祉 協議会専務理事	日本労働組合総連合会香川県 連合会地方アドバイザー 香川県地方労働委員会委員	高松市寺井町 6-3	087-889-1333(自 宅) 087-832-2636(事務所)	"
緒方 桂 子	昭和 45. 1.18	香川大学法学部助教授 香川県地方労働委員会委員	香川大学法学部専任講師	高松市西宝町 2-11-35	087-835-4144(自 宅) 087-832-1713(大 学)	"
小川 俊	昭和 29. 2. 9	日本労働組合総連合会香川 県連合会会長 香川県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会香川県 連合会事務局長	綾歌郡国分寺町 福家甲156-4	087-874-3709(自 宅) 087-835-0815(事務所)	"
國方 勲	昭和 19. 3. 4	日本労働組合総連合会香川 県連合会副事務局長 香川県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会香川県 連合会高松地域協議会議長	香川県香川町浅野 105-23	087-889-3730(自 宅) 087-835-0815(事務所)	"
小瀧 照 子	昭和 15.10.29	財団法人21世紀職業財団 香川事務所長 香川県地方労働委員会委員	財団法人21世紀職業財団高 知事務所長	高松市木太町3区 1937-6-604(アルファス テイツ木太10番館)	087-862-5702(自 宅) 087-822-2027(事務所)	"
島田 稔	昭和 10. 8.31	(株)加ト吉専務取締役管理 統括本部長 香川県地方労働委員会委員	(株)四国銀行取締役営業統括 部長	丸亀市山北町 931-3	0877-25-1476(自 宅) 0875-56-1112(会 社)	"
進藤 龍 男	昭和 27. 7.25	三菱電機労働組合丸亀支部 委員長 香川県地方労働委員会委員	三菱電機労働組合丸亀支部書 記長	丸亀市飯野町東分 2582-3	0877-24-3986(自 宅) 0877-24-7599(事務所)	"
未澤 保 二	昭和 11. 3. 7		香川県商工会連合会専務理事 香川県地方労働委員会委員	高松市松福町 2-9-5	087-851-6982(自 宅)	"
高木 和 昭	昭和 25. 5.17	タダノ労働組合執行委員長	タダノ労働組合副委員長 香川県地方労働委員会委員	坂出市府中町 甲5248-7	0877-48-1188(自 宅) 087-839-5750(事務所)	"
竹一 洋 祐	昭和 19.12. 1	琴平参宮電鉄労働組合執行 委員長 香川県地方労働委員会委員	琴平参宮電鉄労働組合副執行 委員長	三豊郡高瀬町大字 比地2959-4	0875-72-0639(自 宅) 0877-22-7257(事務所)	"
多田野 康 雄	昭和 4. 4.11	(株)タダノ名譽相談役	(株)タダノ取締役相談役 香川県地方労働委員会委員	高松市屋島西町 1133-1	087-843-1341(自 宅) 087-839-5501(会 社)	"
豊永 幸 一	昭和 25. 1.12	日本労働組合総連合会香川 県連合会事務局長 香川県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会香川県 連合会副会長	丸亀市郡家町 424-5	0877-23-3054(自 宅) 087-835-0815(事務所)	"
豊本 隆 光	昭和 18. 2.20	(株)エヌ・ティ・ティ・コム四国 代表 取締役常務ソリューション事業本部長 香川県地方労働委員会委員	(株)エヌ・ティ・ティ・コム四国 代表取締役常務 MM事業本 部長	高松市兵庫町 7-1-1005 (労住協第25ビル)	087-821-8605(自 宅) 087-811-5320(会 社)	"
中村 有 無	昭和 25. 3.31	四国電力(株)支配人人事労 務部長 香川県地方労働委員会委員	四国電力(株) 総合研修所長	高松市屋島西町 678-70-613	087-823-7170(自 宅) 087-821-5061(会 社)	"
中村 史 人	昭和 22. 3. 1	弁護士 香川県地方労働委員会委員	香川県弁護士会会長	高松市多肥上町 2118-7	087-888-1885(自 宅) 087-851-2823(事務所)	"
仲山 省 三	昭和 17. 6.22	四国旅客鉄道(株)代表取締 役専務 香川県地方労働委員会委員	四国旅客鉄道(株)代表取締役 専務(財務部長)	岡山市津島南 1-7-29-2	086-254-7530(自 宅) 087-825-1603(会 社)	"
馬場 俊 夫	昭和 27.11.15	弁護士 香川県地方労働委員会委員	弁護士	丸亀市本町 25(久保ビル3F)	0877-25-1007(自 宅) 0877-25-1005(事務所)	"
細川 進	昭和 11. 2. 3	高松大学教授 香川県地方労働委員会委員	香川大学経済学部教授	高松市飯田町 341-5	087-882-4509(自 宅) 087-841-3255(大 学)	"
山本 八 朗	昭和 20.12.20	香川県地方労働委員会 事務局長	香川県出納局長	東かがわ市引田 3861	0879-33-7038(自 宅) 087-832-3720(地労委)	"
加藤 文 雄	昭和 19.12.13	香川県地方労働委員会 事務局次長	香川県大川事務所次長	東かがわ市川東 762-2	0879-25-8594(自 宅) 087-832-3721(地労委)	"

委嘱期間 平成17年11月30日まで

平成十五年十二月九日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています